

年金だより

年末調整や確定申告には、社会保険料控除証明書を

国民年金は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（八ガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明書の内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば今年分の控除として、申告することができます。

2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料

を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、結果として、平成20年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際には必ずこの証明書や領収書を添付してください。

※控除証明をなくされた場合は、市町村では再発行できませんので、大切に保管してください。再発行が必要な際には、「ザ社会保険事務所（☎9333-3437・9333-3438）へお問い合わせください。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の控除証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

国民年金保険料を納付したら社会保険料控除の申告を！税金が安くなるよ！



年金受給者の扶養親族等申告書の提出について

年金受給者の扶養親族等申告書

～平成21年分～

・老齢年金（老齢又は退職を支給事由とする年金）～老齢福祉を除く～は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。（※遺族年金、障害年金には税金はかかりません。）

・老齢年金の年金額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

・「扶養親族等申告書」をご提出いただけない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

・各種控除を受けるには送付された『扶養親族等申告書』を12月初旬までに社会保険業務センター又は、各共済組合へ返送してください。

・受給者の方から提出いただく「扶養親族等申告書」は平成21年2月支払期の年金額から控除される税金の計算の基礎となります。

※前年の申告内容に変更がない場合でも「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要があります。

※控除対象配偶者や扶養親族となる方がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要があります。

☆記入方法☆

同封されてくる記入方法をよくお読みになって正しく記入のうえ、提出してください。

※前年の申告内容に変更がある場合は、変更がある項目箇所だけを記入するのではなく、すべての項目をご記入ください。

- ※前年より変更がある場合とは：
 - 平成21年中の年間所得が38万を超える見込まれる（又は38万以下になると見込まれる）配偶者・扶養親族がいる。
 - 亡くなった扶養親族がいる。
 - 障害者となった扶養親族がいる。
 - 平成21年中に配偶者の年齢が70歳になる。等です。

忘れず申告しよう！申告を忘れると所得税が多く源泉徴収されちゃうよ！



お問い合わせ

市役所年金課 ☎973-15498